

市第 115 号議案

横浜市公園条例の一部改正

横浜市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 2 月 10 日提出

横浜市長 山 中 竹 春

横浜市条例（番号）

横浜市公園条例の一部を改正する条例

横浜市公園条例（昭和33年3月横浜市条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 師岡町梅の丘公園の項の次に次のように加える。

新吉田ふれあい公園	分区園
-----------	-----

別表第 2 の 2 中

「菊名池公園（プールに限る。）」を

「菊名池公園（プールに限る。）
新吉田ふれあい公園」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 この条例による改正後の横浜市公園条例の規定に基づく新吉田ふれあい公園を供用するために必要な行為は、この条例の施行前

においても行うことができる。

提 案 理 由

新吉田ふれあい公園について、公園の有料施設を設置するとともに、指定管理者に管理を行わせるため、横浜市公園条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市公園条例（抜粋）

(上段 改正案)
(下段 現行)

別表第 1（第 7 条第 1 項）

有料施設

有料施設の属する公園の名称	有料施設の種別
(省略)	
師岡町梅の丘公園	分区園
<u>新吉田ふれあい公園</u>	分区園
(省略)	

別表第 2 の 2（第 16 条第 1 項、第 28 条の 2 第 1 項及び第 5 項）

名 称	位 置
(省略)	
(省略)	
菊名池公園（プールに限る。）	
<u>新吉田ふれあい公園</u>	横浜市港北区
(省略)	
(省略)	